

特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る箱根町取組方針

令和4年1月21日制定

箱根町新型コロナウイルス感染症対策本部

特措法（以下、「法」という。）第31条の4に基づくまん延防止等重点措置を受けて発出された重点措置に係る神奈川県実施方針を踏まえ、次による措置を行う。

1 措置を実施する期間

令和4年1月21日から2月13日まで

2 措置の対象とする区域

箱根町全域

3 実施する措置の内容

(1) 町民への対応

町民に対し、「密閉」、「密集」、「密接」の「三つの密」を回避するとともに、手洗い、マスクの着用、人と人との距離の確保、換気などの基本的な感染対策の徹底を呼びかける。

(2) 営業時間短縮要請の周知

法第31条の6第1項に基づき飲食店（カラオケ・バーを含む。）に対して要請する営業時間の短縮について町内事業者への周知を徹底する。

(3) 施設の使用制限

町立施設の運営及び利用等について、令和4年3月31日までの間、開館時間は原則21時を上限とする。各施設の状況は別紙のとおり

ただし、町民の生活に影響する施設については実情に応じて対応する。

なお、感染防止対策については引き続き徹底するとともに、感染リスクの高い会議室や休憩室等での飲食は禁止する。

(4) 町主催のイベント、会議、研修等の対応

イベント、会議・研修等については、原則、中止又は延期とする。

なお、開催せざるを得ない会議・研修等は、まず電子会議への切替え、書面開催を検討し、難しい場合には規模の縮小、時間の短縮、座席間隔の確保や間引き等を行い、感染防止対策を施したうえで開催する。

【感染防止対策】

- ・発熱・せき等、風邪の諸症状が見られる方の参加見合わせ
- ・参加者への手洗い、うがい、マスクの着用の徹底及び入場時のアルコール消毒液の設置
- ・密閉、密集、密接場面など、クラスター感染発生リスクが高い状況の回避
- ・感染発生の場合の参加者への確実な連絡

4 まん延防止等重点措置を円滑に行うための取組み

(1) 町民への周知

- まん延防止等重点措置の実施にあたり、町長から理解と協力を求める。
- ホームページ、防災行政無線、メルマガ、TVK データ放送などあらゆる媒体を活用し、町が行うまん延防止等重点措置の周知に努める。

(2) まん延防止等重点措置に伴う影響への対応

- まん延防止等重点措置により影響を受ける町民、事業者に対して、国県による国の緊急経済対策に基づく施策などと連携し、きめ細かな支援に努める。

(3) 町の実施体制

- 全庁を挙げて、まん延防止等重点措置を含めた新型コロナウイルス対策を推進する。

(4) 町職員の勤務体制

- 職員一人ひとりが、日常の感染予防対策に努めるとともに、すべての所属において換気や消毒など職場の感染予防対策に努める。
- 職員の勤務については、業務に支障のない範囲内で在宅勤務（テレワーク等）、時差勤務等を実施する。

5 その他

- ・ 令和3年10月1日制定、「新型コロナウイルス感染症対策に係る箱根町取組方針」はまん延防止等重点措置に伴い、令和4年1月20日をもって廃止する。
- ・ 本方針に定めた対策や体制は、状況の変化に応じて、更なる強化や通常に戻すなど、柔軟に対応する。